

秘	
指定者	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課長
印 無印限	
平成20年5月29日～平成25年5月28日	

基安安発第0529001号

平成20年5月29日

都道府県労働局  
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長  
(公印省略)

派遣労働者の労働災害防止対策に係る自主点検等の実施に当たって  
留意すべき事項について

標記については、平成20年5月29日付基安安発第0529001号「派遣労働者の労働災害防止対策に係る自主点検の実施について」（以下「部長通達」という。）により指示されているところであるが、その具体的な実施に当たっては、下記の事項に留意の上、遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 対象事業場

差  
し支えないこと。

活用す  
ること。

### 2 自主点検表の送付等

- (1) 自主点検表は本省において印刷し、  
派遣元及び派遣先事業場数の概ねの部数を各局に送付することとするが、特に追加を必要とする局にあつては、早めに本省安全課（内線5487、5488）まで必要部数を連絡すること。なお、電子ファイルを労働基準行政情報システムからダウンロードし、各局において追加印刷することを妨げるものではないこと。
- (2) 局又は署から、対象事業場に対し自主点検表を送付して提出を求める、いわゆる通信調査による方法、災害発生事業場に対する個別指導、集団指導等の実施時に配付して提出を求める方法等、各局の実態に即した方法により実施すること。なお、自主点検表の送付又は配付に当たっては、別添の送付状を参考にすること。

### 3 自主点検結果報告書の送付等

- (1) 部長通達の記の3においては、事業者から報告のあった自主点検結果報告書の写は、平成20年6月25日までと7月10日までとの2回に分けて、本省安全課に送付することとされているが、随時送付しても差し支えないこと。
- (2) 自主点検結果の集計分析に資するため、①局又は署から事業者に送付した自主点検表の枚数（対象事業数）、②事業場から局又は署に提出のあった自主点検結果報告書の枚数（提出事業場数）についても平成20年7月10日までに本省安全課に報告すること。

平成 年 月 日

事業者あて

〇〇労働局労働基準部長  
(又は安全衛生課長)  
(又は〇〇労働基準監督署長)

派遣労働者の労働災害防止対策に係る自主点検の実施について

平素より労働基準行政の運営につきまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、就業形態の多様化等に伴い、派遣労働者が増加するとともに、派遣労働者の問題が社会的にも大きな関心を集めているところであります。また、派遣労働者の労働災害が増加しているところでもあります。

このため、派遣元・派遣先事業場において、それぞれの責任に応じた労働安全衛生法上の措置を徹底するなど、派遣労働者の労働災害防止への取組みが一層重要となってきました。

つきましては、ご多忙中のところ恐縮ですが、別添「派遣労働者の労働災害防止対策に係る自主点検表【派遣元用】（又は【派遣先用】）」により、貴事業場の派遣労働者に対する安全衛生対策の実態等を点検いただき、自主的な改善を図るとともに、その結果を「自主点検結果報告書」に記入の上、平成 年 月 日までに、FAX等により提出いただきますようお願いいたします。

なお、御不明な点は、下記担当までお問い合わせください。

(お問合せ先)

〇〇労働局安全衛生課 担当 〇〇 (電 話 )  
(又は〇〇労働基準監督署) (FAX )